

岐阜県公報

第二千五百五十四号
平成二十六年六月十三日
(金曜日)

目次

告示

- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 三七七
- 道路の区域変更 (道路維持課) 三七八
- 道路の供用開始 (同) 三七九
- 保安林の指定 (下呂農林事務所) 三八〇

公示

- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 三八〇
- 公共測量の実施 (用地課) 三八一
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 三八二
- 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 三八二
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 三八三
- 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 三八三
- 土地改良区役員の退任及び就任 (下呂農林事務所) 三八三
- 土地改良区の定款の変更認可 (同) 三八五

告示

岐阜県告示第四百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

瑞穂市

二 事業の種類

瑞穂市教育支援センター保全事業

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県瑞穂市宮田字大浪町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県瑞穂市宮田字大浪町地内における「瑞穂市教育支援センター保全事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、教職員の研修、不登校児童生徒の適応指導教室等の事業を行う教育施設を保全するものであり、法第三条第二十一号に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である瑞穂市は、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

瑞穂市は、瑞穂市第一次総合計画（以下「総合計画」という。）の中で「希望を育むまちづくり」を掲げ、「学校教育の充実」を重点施策のひとつとし、「教育指導体制の充実」及び「児童・生徒の健全育成」を推進している。

その拠点施設である瑞穂市教育支援センター（以下「本件センター」という。）は、旧巣南町学校給食共同調理場を改修し、平成二十二年度から運用されており、教職員の研修、教育に関する調査研究、不登校児童生徒の適応指導教室、教育相談等のための必要不可欠な施設として活用されている。

しかしながら、本件センターの敷地については、従来から土地所有者との賃貸借契約により使用しているが、今般、土地の返還を求める申出があったことにより、事業の継続が危ぶまれている。

本件事業は、本件センターの永続的な利用を確保するために敷地を取得しようとするものであり、瑞穂市の教育の振興に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、既存の施設を保全するものであり、新たに動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、起業地について申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されており、かつ、総合計画に整合していることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、本件センターの敷地の所有者から土地の返還を求める申出があったことにより、事業の継続が危ぶまれている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
瑞穂市教育委員会教育総務課

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 道						道の種類	
岐阜千本 松原公園 自転車道 線						路線名	
						区 間	
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三三六番六)から 同市同字同(三三三六番六)まで		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三二五番四)から 同市同字同(三三二五番四)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					
瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)から		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先(三三〇七番一)まで					

岐阜県告示第四百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長 (メートル)		供用開始 の 期 日		備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 示年月日 はか)	
武並岐線		多治見市前畑町三丁目三五番 一地从先から		同 市同 町三丁目三一番 地先まで		五・一		平成 六・六・三		平成 二五・一・三	

岐阜県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長 (メートル)		供用開始 の 期 日		備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)	
岐 道		岐阜千本 松原公園 自転車道 線		瑞穂市穂積字タリ長良川右岸 堤防敷地先(三三三六番六)から 同市同字同(長良川右岸 堤防敷地先(三〇六四番一) まで		三三六・七		平成 二六・六・二〇		平成 二六・三・二四	

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	岐阜県道 岐阜県道 岐阜県道	瑞穂市穂積字タリ長良川右岸堤防敷地先（三三三六番六）から 同市同字同長良川右岸堤防敷地先（三〇六四番一）まで	1110.0	平成 26.6.10	平成 26.3.14

岐阜県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市少ヶ野字アゲガヲ一五八八の一四九、一五八八の一五〇、一五八八の一五四、一五八八の一五五、一五八八の一五七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

くらやホームセンター本店

高山市昭和町一丁目二三番地の一 外

二 意見の概要

高山市長の意見

・店舗前の駐車場が満車の場合は、市道を挟んだ東側の店舗駐車場及び駅西駐車場

を利用する計画となっているが、駐車場に進入する車両が空車待ちで道路にはみ出し、他の通行車両に支障が及ぶことの無いよう、状況に応じ誘導員を配置するなど適切な対応を講ずること。

・店舗前以外の駐車場利用者は、市道を横断する必要があることから、歩行者及び通行車両等に対し、十分な注意喚起を行うこと。

(届出事項 変更)

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー土山店

各務原市那加土山町二丁目一六四番 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・交通、騒音、夜間照明等の事項について適切に対応し、地域住民に理解されるよう努めること。

(届出事項 新設)

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキーいちよう通り前洞新町店

各務原市那加前洞新町四丁目一七八番 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・地区計画道路の計画地は、事業化により駐車場として利用できなくなることに対処しておくとともに、事業に協力すること。

・いちよう通りは交通量が多いため、南出入口及び搬入車用出入口の安全を確保し、事故のないよう努めること。

・交通、騒音、夜間照明等の事項について適切に対応し、地域住民に理解されるよう努めること。

(届出事項 新設)

○公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(岐阜県共有空間データ作成)

三 作業期間

平成二十六年六月十二日から

同 二十七年一月十六日まで

四 作業地域
岐阜県内

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
土岐市

二 調査を行った地域
岐阜県土岐市下石町の一部（下石第七）

三 調査を行った期間
平成二十一年度から平成二十四年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図
岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十六年六月十三日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
加茂郡富加町

二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡富加町羽生の一部（駅前）

三 調査を行った期間
平成二十一年度から平成二十四年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡富加町（羽生の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡富加町（羽生の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十六年六月十三日

○指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
スズキ薬局本店	高山市上岡本町一八八	育成・更生	平成二六・六一
グッドワン調剤薬局	美濃加茂市太田町二五九一 朝日プラザ美濃加茂ステーション コンコア一階	同	同
トイカイ薬局各務原中央店	各務原市那加桜町三二二八二	同	同
調剤薬局どんぐり笠松店	羽島郡笠松町東陽町三四	同	同
たんぼば薬局新笠松店	羽島郡笠松町田代二七九一二	同	同
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下前五八二一四	同	同

わに薬局市庁舎東店	高山市初田町二一六二一五	同	同
澤田調剤薬局	土岐市妻木町一四一九一	同	同
こころ調剤薬局高富店	山県市高富二〇九二一四	同	同

(訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日定
すまいる訪問看護リハビリステーション	高山市下切町一〇七〇一ビエナ下切一B	育成・更生	平成 三・六・一

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日更
トーカイ薬局中津川店	中津川市中一色町三二二六	育成・更生	平成 三・三・三

(訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年月日更
独立行政法人地域医療機能推進機構可児市の病院附属訪問看護ステーション	可児市土田二二二一五	育成・更生	平成 三・四・一

下呂市訪問看護ステーション	下呂市森七九一二七	同	平成 三・三・四
---------------	-----------	---	-------------

○指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年月日退
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二二一	外科	小腸	育成・更生	平成 三・三・三

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所
改良区名 年月日

萩原小坂
連合土地
改良区
平成
二六・三・三

理事 日下部 俊雄 下呂市小坂町小坂町 二〇七番地

同 田立 陸平 下呂市小坂町坂下 二九一番地

同 水谷 勝美 下呂市萩原町宮田 一五三八番地一

同 船坂 等 同 五七七番地

同 夏目 忠明 下呂市小坂町長瀬 一八二四番地

同 大林 隆平 同 三三七番地

同 田添 幹夫 下呂市小坂町坂下 四三七番地

同 井戸 兼平 下呂市萩原町宮田 七九六番地

同 二村 明治 同 一二五二番地

監事 中島 良孝 同 六一三番地

同 下平 忠雄 下呂市小坂町長瀬 一七三九番地一

同 荒井 久永 下呂市小坂町小坂町 一三六番地一

就任した役員

土
地
改
良
区
名
就
任
日
年
月
日

役名 氏 名 住 所

萩原小坂
連合土地
改良区
平成
二六・四・一

理事 日下部 俊雄 下呂市小坂町小坂町 二〇七番地

同 林 武 下呂市小坂町長瀬 一三七三番地

同 今井 幹 下呂市萩原町宮田 一五六四番地

同 今井 繁 同 一五三七番地

同 中島 公明 下呂市小坂町長瀬 三三一一番地一

同 田立 昭 下呂市小坂町坂下 三九三番地

同 熊崎 道弘 同 二四番地

同 齊藤 英明 下呂市萩原町宮田 一七二番地

同 井戸 隆文 同 八八八番地一

同 二村 明治 同 一二五二番地

監事 中島 良孝 同 六一三番地

同 下平 忠雄 下呂市小坂町長瀬 一七三九番地一

同 川井 廣義 下呂市小坂町小坂町 一二六番地一

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土
地
改
良
区
名
退
任
日
年
月
日

役名 氏 名 住 所

小坂第一
土地改良
区
平成
二六・三・三

理事 荒井 治義 下呂市小坂町門坂 一二七番地

同 坂上 清 同 二八一番地

同 住 弥 下呂市小坂町大垣内 一三三八番地

同 小林 和郎 同 一一九三番地

同 桑ヶ谷 光司 下呂市小坂町門坂 一五四番地

同 野尻 正一 同 二八四番地

同 吉田 寿男 下呂市小坂町大垣内 一三六八番地

同 大森 昭義 同 一四四〇番地一

同 野尻 源藏 同 一五〇六番地二

同 大森 文男 同 一二〇一番地一

監事 森本 重俊 下呂市小坂町門坂 一五六番地一

同 今井 千冬 下呂市小坂町大垣内 一三五六番地

同 中原 則之 同 一二〇四番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
小坂第一土地改良区	平成二六・四・一	理事	小林和郎	下呂市小坂町大垣内 一一九三番地
		同	大森昭義	同 一四四〇番地一
		同	坂上清	下呂市小坂町門坂 二八一番地
		同	住 弥	下呂市小坂町大垣内 一三三八番地
		同	荒井治義	下呂市小坂町門坂 一二七番地
		同	野尻正一	同 二八四番地
		同	大森文男	下呂市小坂町大垣内二〇一番地一
		監事	森本重俊	下呂市小坂町門坂 一五六番地一
		同	今井千冬	下呂市小坂町大垣内 一三五六番地
		同	中原則之	同 一二〇四番地

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
小坂第一土地改良区	平成二六・六・二

平成二十六年六月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社